

# 後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと(保険料納付や免除等の合計が25年(300月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるために昨年、法律が改正され、**平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長**となる後納制度が始まります。

- 1、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。ただし、すでに老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は納めることができません。ご注意ください。
- 2、後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは、下記の「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！



☎0570-011-050

【お問い合わせ】 浦添年金事務所 ☎877-0511 福祉部福祉課年金係 ☎945-5311

☆待ち時間の短縮 ☆プライバシーの保護

## 年金相談の予約制のお知らせ

### □ 予約申し込み方法

年金相談のご予約は、相談希望日1ヵ月前からお電話又は年金相談窓口でお受けしています。ご予約を受け付ける際には、『基礎年金番号』『相談者氏名』『電話番号』『相談内容』等について確認します。

### □ 予約時間帯

毎週月曜日～金曜日 8:30～11:30、14:00～16:30

### □ 予約申し込み電話番号 ☎877-0733

※電話の受付時間は平日8:30～17:15 までです。(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるものをご持参のうえ、予約時間までにお越しいただき総合相談窓口にお申し出ください。なお、代理の方がご相談に来られる際には、**委任状**が必要となります。

日本年金機構 浦添年金事務所

西原町指定給水装置工事事業者 水まわりの非常事態には

# (有)ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 ☎0120-049-939



# 「限度額適用・標準負担減額認定証」の切り替えについて

現在お持ちの「限度額適用・標準負担減額認定証」の有効期限は、平成24年7月31日までとなっています。福祉部健康推進課で切り替えを行っていますので、必要な方(入院中・もしくは外来で高額になる方)は8月31日までに手続きをお願いします。※これまでは「限度額適用・標準負担減額認定証」は入院のときのみ使用できましたが、平成24年4月からは外来でも使えるようになりました。

## 国保加入者の方はこちら

☆該当する方☆

対象者	事前の手続き
70歳未満の方	福祉部健康推進課で『限度額適用認定証』の交付を申請してください。
70歳以上75歳未満で非課税世帯の方	福祉部健康推進課で『限度額適用認定証』の交付を申請してください。

※70歳以上で課税世帯の方は必要ありません。

☆申請時の条件☆

- ・世帯全員が平成24年度町民税申告を行っている世帯の方  
(平成24年1月2日以降に転入されてきた方は、前市町村から世帯主および国保加入者全員分の所得証明書をお持ちください。)

☆持ってくるもの☆

- ① 国民健康保険証
- ② 印鑑(シャチハタ不可)

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 国保給付係 ☎945-4791 (内線153)

## 後期高齢医療保険加入者の方はこちら

対象者
75歳以上で非課税世帯の方
65歳以上75歳未満で広域連合より認定を受けている方で、非課税世帯の方。

★持ってくるもの★

- ① 後期高齢者医療保険者証
  - ② 印鑑(認め可)
- ※代理申請の方は、身分証もお持ちください。

医療保険証(桃色)は郵送で届きますが、**限度額認定証(紫色)**は窓口での申請が必要となります。

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 後期高齢者医療係 ☎945-4791 (内線152)

## 西原町禁煙教室参加者募集!

たばこをやめたいんだけど、自分ひとりではなかなかできない…きっかけがない…方法がわからない…そんなあなたに耳寄りなお知らせ!!

薬局や役場からのサポートを受けて、禁煙にチャレンジしてみませんか?禁煙教室では、禁煙のコツや禁煙パッチの無料体験を用意しています。

- ◆対象者 西原町民で20歳以上の方。喫煙者で禁煙したいと考えている方。
- ◆募集人数 10名程度
- ◆募集期間 8月末まで
- ◆申込方法 福祉部健康推進課の窓口もしくは電話にてお申込みください。
- ◆参加費 無料
- ◆実施時期・時間 平成24年9月～11月(計5回の教室を実施予定)19:00～20:30

1人ではたばこをやめることができなかった。教室に参加してよかった。(参加者体験談)



【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791